熊本市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱

制定　平成２７年　３月２７日　健康福祉子ども局長決裁
改正　平成２７年１２月１６日　健康福祉子ども局長決裁
　　平成３０年　１月　４日　保護管理援護課長決裁
　　平成３０年１２月１９日　健康福祉局長決裁
　　令和　元年１１月１１日　保護管理援護課長決裁
　　令和　５年１０月２４日　保護管理援護課長決裁
　　令和　７年　４月　１日　保護管理援護課長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。以下「法」という。）第３条第５項に規定される生活困窮者家計改善支援事業（以下「本事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成２７年政令第４０号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第２条　本事業は、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報の提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は、熊本市とする。

（委託）

第４条　本事業は、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるものへ委託して実施する。

（委託期間）

第５条　委託期間は、３年度（４月１日から３年度目の３月３１日までをいう。）以内とする。

（支援対象者）

第６条　本事業による支援の対象者は、次のいずれかのものであって、家計の状況が把握できない、収支の変動が大きい、債務や滞納を抱えているといった家計に対する課題を抱える者とする。

⑴　法第３条に定義される生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）とする。

⑵　福祉事務所が、家計状況、生活状況等の把握を行ったうえで協議を行い、次の基準に該当した被保護者（以下「特定被保護者」という。）

ア　本事業を利用することで、概ね１年以内に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者

イ　概ね１年以内に保護を必要としなくなることが見込まれる者のうち、保護廃止後の安定した生活のために本事業の利用が必要となる者

（支援決定の手続き）

第７条　前条に該当する者について、次の手続により支援を決定するものとする。

⑴　自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）は、本事業の目的、援助方針等について、支援対象者に十分説明した上で、本人の意向を確認し、参加に関する同意を得た上で、家計改善支援事業参加申込書（様式第１号）（支援対象者が特定被保護者の場合は（様式第１７号））の提出を求める（支援対象者が特定被保護者の場合、福祉事務所は、支援対象者への説明の前に、本事業の受託者（以下「事業受託者」という。）と支援の必要性について事前協議を行う。）。

⑵　支援の要否判定

ア　支援対象者が生活困窮者である場合

自立相談支援機関は、支援調整会議に支援対象者の家計改善支援に係るプラン（案）を提出し、熊本市は支援調整会議での要否判定の結果を基に支援決定を行う。

イ　支援対象者が特定被保護者である場合

福祉事務所は、支援の要否を判定し、支援決定後、その結果を熊本市生活困窮者家計改善支援事業に係

る選定通知書（様式第１８号）により支援対象者へ、熊本市生活困窮者家計改善支援事業に係る選定通知書（様式第１９号）により事業受託者へ通知する。

⑶　自立相談支援機関は、熊本市による前号アの支援決定の後、その結果を家計改善支援事業に係る選定通知書（様式第２号）により、支援対象者に対し通知するとともに、家計改善支援事業に係る選定通知書（様式第３号）により、事業受託者に対し通知する。

⑷　自立相談支援機関は、支援を決定した生活困窮者を家計改善支援事業支援対象者台帳（様式第４号）に登録する。

⑸　事業受託者は、支援対象者を家計改善支援事業登録台帳（様式第５号）（特定被保護者においては家計改善支援事業登録台帳（様式第２０号）に登録する。

（事業の内容）

第８条　本事業の内容は、次のとおりとする。

⑴　事業受託者は、家庭訪問又は面接を実施し、自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）の協力を得て、支援対象者の家計に対する意識等を把握した上で、収入と支出・資産と債務の内訳、就労の状況を確認し、生活歴・年齢・日常の生活習慣等に応じた面接及びアセスメントを行い、相談受付・申込票（様式第６号）及びインテーク・アセスメントシート（様式第７号）を作成し、その支援対象者が抱える問題点を把握する。

⑵　事業受託者は、支援対象者が事業に参加するに当たって、支援対象者が事業へ参加するまでに、支援プロセスと到達度が明確となるよう、アセスメントした内容に沿って、支援対象者等の細かな課題分析とその対応策を整理し、１箇月から数箇月を単位とする目標を設定し、自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）と協議を行った上で、相談時家計表（様式第８号）及び家計計画表（様式第９号）並びにキャッシュフロー表（様式第１０号）を作成し、自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）へ報告する。

⑶　事業受託者は、その専門性をもって、カウンセリングや面接による対人援助技術により、家計再生プラン（家計支援計画）（様式第１１号）を作成し、支援を実施する間、継続的に次の内容の支援を実施する。

ア　家計診断・家計再生プラン・家計表の作成、出納管理の支援に関すること

イ　家賃や税金、公共料金等の滞納解消に向けた支援に関すること

ウ　法テラスへの同行等、債務整理に関する支援に関すること

エ　生活資金等の貸付のあっせんに関すること

オ　支援対象者自ら日常的に家計を管理できるよう、家計表の作成や出納管理の習得といった、具体的な生活習慣を身につけるための支援に関すること

カ　その他の支援対象者への自立支援に関すること。

⑷　事業受託者は、支援経過記録シート（様式第１２号）及び評価シート（様式第１３号）を作成し、事業を実施した翌月１０日までに、自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）へその他必要となる資料を添えて報告する。

⑸　事業受託者は、定期的に支援の実施状況の把握を行い、必要に応じて家計再生プランの内容や進め方を見直し、見直しを行った場合は、速やかに見直し後の家計再生プラン（様式第１１号）を自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）へ提出すること。

（支援の期間）

第９条　本事業における支援は原則１年とするが、相談者の状況により自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）と協議の上、期間を延長することができる。

（支援の中止及び終了）

第１０条　自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は事業受託者）は、次に掲げる場合は、熊本市（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）の承認を得て、支援を中止するものとする。

⑴　支援対象者が中止を申し出た場合

⑵　その他自立相談支援機関又は事業受託者が支援の継続が困難と判断した場合

２　自立相談支援機関は、支援の中止を決定した場合、家計改善支援事業に係る中止決定通知書（様式第１４号、１５号）により、支援対象者と事業受託者に対しそれぞれ通知することとする。

支援対象者が特定被保護者の場合は、福祉事務所が家計改善支援事業に係る中止決定通知書（様式第２１号）及び家計改善支援事業に係る中止決定通知書（様式第２２号）により、支援対象者と事業受託者に対しそれぞれ通知することとする。

３　事業受託者は、支援期間の満了等により支援を終了した場合は、自立相談支援機関（支援対象者が特定被保護者の場合は福祉事務所）に対して家計改善支援事業に係る終了報告書（様式第１６号）（支援対象者が特定被保護者の場合は熊本市地域居住支援事業に係る終了報告書（様式２３号））により報告するものとする。

（職員の配置）

第１１条　事業受託者は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかを満たす家計改善支援員を配置することとする。また、家計改善支援員は、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し、修了するよう努めなければならない。

⑴　消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
⑵　社会福祉士の資格を有する者
⑶　社会保険労務士の資格を有する者
⑷　ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
⑸　⑴から⑷に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると本市が認めた者

（個人情報の取り扱い）

第１２条　本事業の実施に携わる職員及び事業受託者は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、関係機関と個人情報を共有する場合は本人からあらかじめ同意を得ておくことなど、個人情報の取り扱いが適正になされなければならない。

（業務の報告）

第１３条　事業受託者による業務報告については、別表によるものとする。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年　１月　４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年　　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年　　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年　　４月　１日から施行する。

別表（第１３条関係）

<table>
<tr><td>報 告 様 式</td><td colspan="2">報 告 期 限</td><td>報 告 先</td></tr>
<tr><td>様式第６号</td><td colspan="2" rowspan="2">支援開始前まで</td><td rowspan="4">自立相談支援機関</td></tr>
<tr><td>様式第７号</td></tr>
<tr><td>様式第１２号
様式第１３号</td><td colspan="2">当該末日の属する月の翌月１０日まで</td></tr>
<tr><td>様式第１６号
様式第２４号</td><td colspan="2">支援の終了後１０日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約時に別途定める様式</td><td>毎月末日までの分</td><td>当該末日の属する月の翌月の１０日まで</td><td rowspan="2">市長</td></tr>
<tr><td>委託期間の末日までの分</td><td>委託期間末日まで</td></tr>
</table>